

飯坂町商工会

ちゃんこ・ちゃんこ通信

第34号 令和3年1月

新型コロナウイルスに対する支援策

固定資産税・都市計画税の軽減措置

【概要】 「再掲」

新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者の令和3年分固定資産税及び都市計画税を事業収入の減少幅に応じ「全額免除」又は「半額軽減」とする制度です。

【中小企業者の定義】

- 中小企業者・小規模事業者とは
- ・資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
 - ・従業員1,000人以下の個人

【減免の対象】

- ・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
- ・事業用家屋に対する都市計画税

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の合計と前年同期比を比較し減少率が以下の場合対象になります。

【減免率】

前年同月比 50%以上	全額免除
前年同月比 30%以上50%未満	1/2軽減

【申請方法】

中小企業者等が軽減措置を申告する際には、事前に地方自治体が定める申告書様式をご準備の上、認定経営革新等支援機関による確認が必要になります。(商工会でも可能です)

申告書につきましては、[福島市のホームページ](#)に掲載される他、福島市から郵送される「償却資産申告書」に同封されています。

【準備品】

【法人】

- ・登記簿謄本の写し(法人のみ)
- ・大企業の子会社でない旨の誓約書
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
- ・月別の売上が記載された決算書又は売上台帳(前年度、今年度)
- ・固定資産台帳(決算書) ※ 事業占有割合の分かる書類

【個人】

- ・常時使用する従業員数が1,000人以下である旨の誓約書
- ・性風俗関連特殊営業を行っていない旨の誓約書
- ・月別の売上が記載された決算書又は売上台帳(前年度、今年度)
- ・固定資産台帳(決算書) ※ 事業占有割合の分かる書類

新型コロナウイルス関連給付金の収益計上時期

基本的には入金時に「雑収入」計上で問題ありませんが、申請後、決算(個人の場合12月末)をまたいで入金された場合には計上のタイミングにご注意ください。

収益計上のタイミングは、原則的に「支給決定の通知を受けた日」となります。持続化給付金の支給が決定した事業者には、『持続化給付金の振込みのお知らせ』が発送されますので、この通知はがきが到着した日に通知を受けたものとして収入計上します。

ただし、通知はがきの到着よりも前に給付金が振り込まれるケースもあり、このような場合には入金された日に収入計上することになります。

なお、実務上は、いわゆる「期ズレ」を防ぐ観点から、申請日と入金日が決算(年末)をまたぐ場合だけ注意し、それ以外の場合は入金日に収入計上しておけば問題ないようです。

★R2年12月までにハガキが届く、R3年に入ってから入金
⇒ R2年度の収入

★R2年12月までに入金、R3年に入ってからハガキが届く
⇒ R2年度の収入

新型コロナウイルス関連給付金等の税務処理

◆所得税

課税(雑収入で処理)

- ・国 持続化給付金(法人200万、個人100万)
- ・国 雇用調整助成金
- ・県 感染拡大防止協力金、給付金等
- ・市 飲食店営業継続支援給付金

非課税(事業主借で処理)

- ・国 特別定額給付金(国民1人10万円)
(個人向け)

◆消費税(不課税)

- ・国 持続化給付金(法人200万、個人100万)
- ・国 雇用調整助成金
- ・国 特別定額給付金(国民1人10万円)
- ・県 感染拡大防止協力金、給付金等
- ・市 飲食店営業継続支援給付金

仕事に役立つHPのご案内

◆サクラチェッカー

サクラチェッカーは、アマゾンのレビューの信憑性を判断してくれるサイトです。このサイトに、アマゾンの商品レビューのURLをコピーすることにより、やらせのレビューかどうか判断できます。

このサイトでチェックすることにより、購入後の失敗を減らすことが可能です。